受付番号：

令和２年度 市原市市民公益活動支援補助事業 提案書

（あて先）市原市長

令和　　年　　月　　日

応募者

|  |
| --- |
| ◎団体名等 |
| （ふりがな） |  |
| 団体名 |  |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |
| 団体の設立年月日 | 　　　　　年　　月　　日 | ＮＰＯ法人格の有無 | 有・無・申請中 |
| 団体ホームページ |  |
| ◎団体代表者 |
| （ふりがな） |  |
| お名前 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |
| ◎連絡責任者 |
| （ふりがな） |  |
| お名前 |  |
| 住所 | 〒TEL FAXE-mail |

**※団体及び代表者に市税、県税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合には、提案できません。**

**※団体の直近の決算書の写しを添付してください。**

**※その他、定款、規約など団体の活動内容がわかるもの、広報誌などがありましたら、添付してください。**

１　団体について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）構成員数（会員数） | 　　　　　　　　名 | （２）活動地域 | 市内・県内・県外 |
| （３）活動分野（関連のある活動に○印をつけてください。複数可）【特定非営利活動促進法第２条別表　抜粋】１．保健、医療又は福祉の増進　２．社会教育の推進　３．まちづくりの推進　４．観光の振興５．農山漁村又は中山間地域の振興　６．学術、文化、芸術又はスポーツの振興　７．環境の保全　　８．災害救援活動　９．地域安全活動　１０．人権の擁護又は平和の推進　１１．国際協力　１２．男女共同参画社会の形成の促進　１３．子どもの健全育成　１４．情報化社会の発展　　１５．科学技術の振興　１６．経済活動の活性化　１７．職業能力の開発又は雇用機会の拡充　　１８．消費者の保護　１９．前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 |
| （４）代表者の市民活動経歴について簡潔にお書きください。 |
| （５）団体の設立経緯と活動目的について簡潔にお書きください。 |
| （６）団体がこれまで取り組んできた主な活動実績（直近２年程度）について、箇条書きでお書きください。 |
| （７）協力しながら活動している団体や機関があれば、お書きください。 |

２　提案事業について

|  |  |
| --- | --- |
| （１）提案する事業の名称 |  |
| （２）補助対象経費合計額 | 　　　　　　　円（※１） | （３）補助申請金額 | 　　　　　　　円（※２） |
| （４）申請するコース | ・１０万円コース（補助申請金額１０万円以下）・３０万円コース（補助申請金額３０万円以下） |
| （５）これまでの補助回数 | ・１０万円コース（補助申請金額１０万円以下）　　　　　回・３０万円コース（補助申請金額３０万円以下）　　　　　回 |
| （６）団体が感じている、今回提案する事業で解決したい地域の課題（問題等）は何ですか。 |
| （７）地域の課題に対応するために、今回提案する事業では、どのような方を対象に、どのような活動を行いますか。　　①　事業の目的　　②　対象　　③　事業内容（何を実施するのか具体的かつ簡潔に記載してください。）　　　　④　事業期間 |

※１　Ｐ６の補助対象経費合計額を記載してください。

※２　左側の補助対象経費合計額の9/10以内の額（10万円又は30万円を限度とし、千円未満切捨て）を記載してください。

|  |
| --- |
| （８）今回の事業を実施した場合、どのような効果が期待されますか。また、今後どのような事業展開を考えていますか。　①　事業の効果　②　今後の展開 |
| （９）広聴及び広報活動についてどのような手段を考えていますか。　　（「広く市民のみなさんに意見を聞く」、「活動成果を知らせる方法」について） |
| （１０）資金獲得手段について、どのように考えていますか。　　　①補助金が交付されなかった場合、提案する事業の予算をどのように確保しますか。　　　②補助金の交付回数の上限に達した場合、以後の活動予算をどのように確保しますか。 |

（１１）事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 月 | 活動内容 |
| 4月 |  |
| 5月 |  |
| 6月 |  |
| ７月 |  |
| ８月 |  |
| 9月 |  |
| 10月 |  |
| 11月 |  |
| 12月 |  |
| 1月 |  |
| 2月 |  |

※主要な活動に★印をつけてください。

３　事業経費（予算）

収入の部 　　　　　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 金額（円） | 科　目 | 金額（円） |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| (区分) |  | (区分) |  |
| (内訳・積算等) |  | (内訳・積算等) |  |
| 合計 |  | 合計 |  |
| 補助対象経費　合計額 |  |

※金額は、税込みで記載してください。

　※収支の合計が必ず合うように記載してください。

　※補助対象経費合計額の9/10を超える額を補助金額として申請することはできません。

（10万円又は30万円を限度に千円未満の端数を切り捨てた額となります。）

４　団体員名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.1

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 年齢 | 所　属・職　業 | 住　所 | 役　職 | 過去に所属した団体 |
| 1 | （代表者） |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 2 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 3 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 4 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 5 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 6 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 7 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 8 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 9 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 10 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| 1９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２0 |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |

※応募には、5人以上で構成された市民活動団体であることが必要です（法人格の有無は問いません）。

※政治団体、宗教団体は対象となりません。

※過去に市原市市民活動支援補助事業補助金を各コース2回ずつ交付された団体に所属していた方が、新たに団体を設立又は、新たな団体に加入され、本事業に応募する場合、補助金交付上限回数に到達した団体と応募団体を比較し、①団体名が異なること、②構成員の重複が1/2未満であること、③団体の代表権を持つ者（代理者や実質的に代表者と認められる者を含む）及び会計担当者がいずれも重複していないこと、以上の①から③をすべて満たすことが条件となります。

※提出された名簿（個人情報）は、市が適正に管理し、市原市市民公益活動支援補助事業の審査のみに用います。

４　団体員名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　No.２

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 年齢 | 所　属・職　業 | 住　所 | この事業での役割 | 過去に所属した団体 |
| ２１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ２９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３０ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３１ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３２ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３３ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３４ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３５ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３６ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３７ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３８ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ３９ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |
| ４０ |  |  |  | 市原市内・市外 |  |  |

※応募には、5人以上で構成された市民活動団体であることが必要です（法人格の有無は問いません）。

※政治団体、宗教団体は対象となりません。

※過去に市原市市民活動支援補助事業補助金を各コース2回ずつ交付された団体に所属していた方が、新たに団体を設立又は、新たな団体に加入され、本事業に応募する場合、補助金交付上限回数に到達した団体と応募団体を比較し、①団体名が異なること、②構成員の重複が1/2未満であること、③団体の代表権を持つ者（代理者や実質的に代表者と認められる者を含む）及び会計担当者がいずれも重複していないこと、以上の①から③をすべて満たすことが条件となります。

※提出された名簿（個人情報）は、市が適正に管理し、市原市市民公益活動支援補助事業の審査のみに用います。

【事業に要する経費記載例】

**補助対象経費合計額の9/10以内の額を記載。**

**（10万円又は30万円を限度に千円未満切り捨て）**

収入の部 　　　　　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
| (区分)補助金 | 300,000 | (区分)旅費交通費 | 31,000 |
| (内訳)市原市市民公益活動支援補助金 | 300,000 | (内訳)会場への交通費(スタッフ車使用)(＠3,000円×7台)講師等の招聘にかかる費用 | 21,00010,000 |
| (区分)会費 | ７8,000 | (区分) 人件費 | 10,400 |
| (内訳)　1,000×７８名**「人件費」は補助対象経費合計額の30％以内の額となります。****（例：358,000円×30％＝107,400円以内の額）** | ７8,000 | (内訳)１日体験入門スタッフとして（＠800円×13名） | 10,400 |
| (区分) |  | (区分)印刷製本費 | 1５0,000 |
| (内訳)**「補助の対象とならない経費」がある場合は「補助対象外経費」の区分で記載してください。** |  | (内訳)広報誌印刷(＠1,000円×150部) | 1５0,000 |
| (区分) |  | (区分)補助対象外経費 | 20,000 |
| **上段の「合計額」から「補助対象外経費の額」を控除した額を記載してください。****（例：378,000円-20,000円＝358,000円）****補助対象外経費が無ければ「合計額」と同じ額となります。** |  | (内訳)備品購入（＠20,000円×1台) | 20,000 |
|  |  |  |  |
| （省　略） |
|  |  |  |  |
| 合計 | 3７8,000 | 合計 | 3７8,000 |
| 補助対象経費　合計額 | 3５8,000 |

《補助の対象となる経費の内訳例》＊申請事業にかかる経費を記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　訳 |
| 旅費交通費 | ・講習会等の参加のための交通費・視察のための交通費・講師等の招へいにかかる費用　等 |
| 通信運搬費 | ・郵便、電話料、宅配便等に要する経費 |
| 謝礼金 | ・講師等の謝礼金　等 |
| 会議費・会場費 | ・学習会・シンポジウム等を主催する場合の会場費・スライド映写機等の物品レンタル料　等 |
| 資料費 | ・図書などの資料費 |
| 印刷製本費 | ・チラシ、ニュース等の印刷費・報告書等の印刷、製本費　等 |
| 消耗品費 | ・活動を実施する上で必要な機材、材料、消耗品などの経費・写真現像代　等 |
| 保険料 | ・事業参加者の行事用保険料　等 |
| 人件費 | ・活動を実施するために必要な人件費（但、補助の対象となる経費の合計額の30％以内） |
| 運営管理費 | ・活動を実施するために必要な運営管理費 |